

1

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度住吉区役所空冷パッケージ型エアコン保守点検業務

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

住吉区役所の空冷パッケージ型エアコンはすべてダイキン工業株式会社製であり、当該機器の保守点検業務は、同装置に対する専門的な知識や技術、設備を有する必要があるため、それらを有するダイキン工業株式会社でなければ履行できない。また、故障した際迅速な対応が必要であるところ、当該事業者は、同装置の部品を保有しているため、最も迅速に対応することができる事業者である。

以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度住吉区民センター空冷パッケージ型エアコン保守点検業務

2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

3 随意契約理由

住吉区民センターの空冷パッケージ型エアコンはすべてダイキン工業株式会社製であり、当該機器の保守点検業務は、同装置に対する専門的な知識や技術、設備を有する必要があるため、それらを有するダイキン工業株式会社でなければ履行できない。また、故障した際迅速な対応が必要であるところ、当該事業者は、同装置の部品を保有しているため、最も迅速に対応することができる事業者である。以上の理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、当該事業者と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

令和5年度住吉区広報紙「広報すみよし」配布を活用した地域見守り業務委託（苅田地域）

### 2 契約の相手方

苅田地域活動協議会

### 3 随意契約理由

住吉区では、地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築するため、日常的な見守り活動と災害時支援が必要な方への支援を一体的なものとして捉えた「住吉区地域見守り支援システム」（以下、「支援システム」という。）の構築を最優先課題のひとつとし、取組を進めている。

支援システムは、地域の人たちの顔の見える関係性、お互いが支え合う関係性が基盤になることから、地域において住民間で身近な地域課題を共有し、その解決に向けた活動に日常的に取り組んでいる各地域活動協議会に対し、支援の対象となる要援護者の名簿を提供するなどし、主体的な取組を進めていただいているところである。

地域活動協議会では、日常的な見守り活動や地域のネットワークの活用により、認知症高齢者や社会的に孤立している世帯など支援を必要としている方の情報の把握に努め、支援システムの主な取組である「孤立世帯等への専門的対応」や「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」にも繋げることができているところである。

しかしながら、昨今、生活様式や価値観の多様化により近所同士のつきあいが減少しており、特に、コロナ禍によりその傾向が顕著となっている。このような中、日々変化する認知症高齢者や社会的に孤立している世帯などの情報の把握が難しくなっており、各世帯にアプローチし、情報を把握する方策の確立が課題となっている。

ところで、住吉区では、広報紙「広報すみよし」を毎月1回、住吉区内の全世帯・事業者のポストに直接投函している。この広報紙の配布業務は、日常的な見守りに役立つだけでなく、各世帯にアプローチする非常に有効な手段になる。

地域活動協議会が、広報紙の配布業務を担い、それをきっかけとして、つながりが薄かった世帯に声かけなどを行うことにより、関係性を構築し、新たな情報を得ることもでき、よりきめ細やかな支援体制の確立を見込むことができる。

以上のことから、支援システムをより強固なものとしていくため、要援

護者名簿を提供している唯一の団体であり、支援体制の構築に主体的に取り組んでいる団体である地域活動協議会に、広報紙の配布を活用した地域見守り業務を委託し、支援システムの構築と広報紙の配布業務を一体のものとして取り組んでいくこととする。ただし、広報紙については、期日までに各世帯・事業所に配布することが必要であることから、確実に業務を遂行することができる組織的な体制が整っている地域の地域活動協議会を委託先とする。

苧田地域において、苧田地域活動協議会は、広報紙を配布するための体制が整っていることから、本業務の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

住吉区役所政策推進課（電話番号 06-6694-9842）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和5年度「Osaka Metro あびこ駅周辺地域自転車利用適正化協働パートナー事業」業務委託
- 2 契約の相手方  
苅田南地域活動協議会
- 3 随意契約理由  
当該事業にかかる受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書について、基準に基づき評価し審査を行った。  
参加申請者は1者であったが、これまでの事業実績があり、同事業を安定的に実施できるものである。また、プレゼンテーション審査を踏まえて選定委員が合計点100点満点で審査、議論を行った結果、全委員の平均評価点が選定対象最低ライン60点を超過しており、当事業の委託先として適当であるため、当該事業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所地域課（電話番号 06-6694-9840）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和5年度もうすぐパパママ応援事業業務委託
- 2 契約の相手方  
一般社団法人 大阪府助産師会
- 3 随意契約理由  
学識経験者等の意見を聴取する選定会議において、意見を聴取した結果、一般社団法人大阪府助産師会の評価点が最も高く、契約相手方として最適であるとのことであった。その結果を踏まえて、当事業の委託先として適当であるため、一般社団法人大阪府助産師会を契約相手方として契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所保健福祉課（健康推進）（電話番号 06-6694-9882）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度すみよし学びあいサポート事業

2 契約の相手方

株式会社キズキ

3 随意契約理由

「すみよし学びあいサポート事業」受注者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書・プレゼンテーションにより、基準に基づき評価し、審査を行なった。参加申請は3社あり、選定委員による選考の結果を踏まえ、株式会社キズキの評価が最も高く、提案された企画内容が本業務を効率的に実施できるよう工夫されており、契約相手方として最適であるとのことであったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、株式会社キズキと契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所 生活支援課（電話番号：06-6694-9866）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度住吉区子ども若者育成支援事業業務委託

2 契約の相手方

一般社団法人 office ドーナツトーク

3 随意契約理由

「住吉区子ども若者育成支援事業」を実施するにあたり、不登校やひきこもりで悩んでいる子ども・若者や就労に自信が持てない若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう支援する事業とするため、民間事業者から企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行なった。

提案者は2社で、審査の結果、評価点数が全委員平均で選定対象と定める60点以上であり、かつ合計点が最も高かった上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所保健福祉課 (電話番号 06-6694-9883)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度「つながりの場づくり推進事業」業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

令和5年度「つながりの場づくり推進事業」を実施するにあたり、地域活動協議会をはじめとした市民活動団体・本市委嘱者等がこれまでの活動の中で培ってきたノウハウを活かし、区民が気軽に参加できるつながりの「場」や「機会」の年間を通じた提供として、広く区民に親しまれ定着してきたすみよし区民まつりをはじめ、文化事業、スポーツ事業などの各種事業を展開・実施するため、広く企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行なった。

提案者は1社のみであったが、審査の結果、評価点数が全委員の平均で60点以上であったため、上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所教育文化課（電話番号 06-6694-9743）

地域課（電話番号 06-6694-9840）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
地域見守り支援（各地域における相談・支援体制の構築）業務
- 2 契約相手方  
社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

- 3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、日常的な見守り体制と災害時要援護者支援対策を一体的なものと捉え、本業務と「住吉区地域見守り支援事業」を一体的に実施し、「住吉区地域見守り支援システム」として支援体制の構築に取り組んでいる。

各地域においては、区から提供を行った災害時要援護者支援台帳（約6,000名）をもとに、地域支援相談員や地域支援員が災害時要援護者に対して、日ごろからの訪問や見守り活動、個別支援プランを作成し、日ごろから顔の見える関係づくりを行うことにより、災害時要援護者の状況把握を行い、災害発生時に有効に支援できるよう体制の構築に取り組んでいる。

本事業は、各地域の支援事務所に常駐している地域支援相談員に対する報酬や事務所経費の支払いの実施や、地域支援相談員連絡会の開催等に加え、各地域の支援事務所からの相談対応実施報告に基づき、地域支援相談員、地域支援員では対応困難なケースや相談が必要なケースに対して、それぞれのケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、「住吉区地域見守り支援事業」と連携して、地域見守り相談室やコミュニティソーシャルワーカー、介護保険事業者などの関係機関との連絡、調整を緊密に行うことにより、地域支援相談員や地域支援員が安心して災害時要援護者支援を行うことができるようにするとともに、より有効な支援を行うことができるよう地域に対して支援を行い、要援護者支援を円滑に行うことを目的としている。

本事業は要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域を基盤にして支援を行うものであることから、受注事業者には、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであるため、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識

やノウハウが求められる。また、対象者が幅広く、訪問時の対応や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応などへの地域支援相談員や地域支援員の負担も非常に大きいため、さまざまな関係機関との積極的なフォロー体制の確保が必要である。

さらに、住吉区においては平成 26 年度から、住吉区社会福祉協議会に本業務を委託し、先駆的に地域見守り支援システムの構築に取り組んでおり、各地域での説明会を繰り返し実施し、体制構築や信頼関係の構築に取り組んできた。これらの実績に加え、構築した地域の体制が持続可能な取組となるよう引き続き支援していく必要がある。

このことから、本業務と「住吉区地域見守り支援事業」を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助や社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整、さらには社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図ることなどを目的に設立され、平成 26 年 4 月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定を締結し、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、本事業推進のために必要な地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等の相互の連携・協働を図っていく機能を有し、かつ、専門職への相談を行う協力体制が構築され、より良い支援と持続可能な取組となるよう支援することができる唯一の団体である社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

住吉区役所地域課 (電話番号 06-6694-9840)

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
令和5年度 大阪市住吉区における地域コミュニティ支援事業業務委託
- 2 契約の相手方  
一般財団法人大阪市コミュニティ協会
- 3 随意契約理由  
当該事業にかかる受託者選定会議において、参加申請者から提出された企画提案書について、基準に基づき評価し審査を行った。  
参加申請者は1者であったが、これまでの事業実績があり、同事業を安定的に実施できるものである。また、プレゼンテーション審査を踏まえて選定委員が合計点100点満点で審査、議論を行った結果、全委員の平均評価点が選定対象最低ライン60点を超えており、当事業の委託先として適当であるため、当該事業者と契約を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所地域課 (電話番号 06-6694-9840)

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度大阪市立住吉区民センター施設管理運営業務

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

「住吉区民センターの施設運営管理業務」を実施するにあたり、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、民間事業者から企画提案を募集し、公募型プロポーザルにより業者選定を行なった。

提案者は2社で、審査の結果、評価点数が全委員平均で最も高かった上記業者と契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課 (電話番号 06-6694-9626)

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

住吉区地域見守り支援事業

### 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住吉区社会福祉協議会

### 3 随意契約理由

地域や行政が一体となり、日頃からの見守り活動や地域住民のつながり・地域の社会資源のネットワークの強化など、地域全体における要援護者の支援体制を構築する必要があることから、現行のコミュニティソーシャルワーク機能と次の①～③の機能を一体的に果たすことにより、「住吉区地域見守り支援事業」として実施する。

- ① 地域の見守り活動への支援
- ② 孤立世帯等への専門的対応
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見

本事業は、福祉の専門職である「コミュニティソーシャルワーカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

このため、①の実施にあたっては、単なる名簿情報の収集・管理とするのではなく、名簿情報及び同意確認を行う際の家庭訪問から得られた情報から、要援護者の抱える課題を把握・分析し、②の機能に繋げていく必要がある。②の実施にあたっては、①を実施する中から把握した要援護者情報をもとに、アウトリーチを行うことにより、現在まで支援に繋がっていなかった方や、支援を受けることに対して抵抗がある要援護者について、粘り強く家庭訪問を行うことなどにより、本人の真のニーズと専門的判断に基づき、必要であれば既存の地域資源・福祉サービスに繋げていく必要がある。さらに、

既存のサービスがない場合には、新たな活動やサービスの開発に向けた提言も求められる。

また、③については、認知症高齢者等が行方不明時に早期に発見するための取り組みであるが、協力者を拡大し、地域のネットワーク化を行うことも視野に入れて実施していく必要がある。

これらの事業は要援護者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域を基盤にして支援を行うものであることから、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであるため、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

さらに、前述したとおり本事業は、地域における支援であることから対象者が幅広く、名簿情報の収集・整理や地域において潜在的課題を抱える支援困難ケースへの対応・地域の組織化に向けた積極的な支援も求められ、業務内容は非常に広範囲に及び、コミュニティソーシャルワーカーが疲弊することのないよう、フォロー体制の確保も必要である。

このことから、本事業を一体的に実施するにあたっては、社会福祉法において、社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助や社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、連絡、調整、さらには社会福祉を目的とする事業の健全な発展を図ることなどを目的に設立され、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結し、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、本事業推進のために必要な地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等の相互の連携・協働を図っていく機能を有し、かつ、専門職同士で助言・相談を行う協力体制が構築され、より良い支援も展開していくことができる唯一の団体である社会福祉法人大阪市住吉区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-6694-9857）

## 随意契約理由書

1 案件名称

令和5年度住吉区広報紙「広報すみよし」企画・編集業務委託

2 契約の相手方

株式会社インターブレーン

3 随意契約理由

住吉区広報紙「広報すみよし」（原則毎月1日発行）は、住吉区及び大阪市の施策・事業などの情報を発信する基幹広報媒体として、非常に重要な意味を持っている。

紙面の企画・編集業務を専門事業者に委託することを通じて、より読みやすい親しまれる紙面とし、区民の市政・区政への関心や理解を高めるとともに、地域コミュニティづくりの推進、区民の市政・区政への参画の促進を図ることをめざし、公募型企画競争（コンペ）方式により業者選定を行った。

株式会社インターブレーンは、最も優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所政策推進課（電話番号 06-6694-9842）

## 随意契約理由書

1 案件名称

住吉区民センター大ホール舞台機構設備修繕業務委託

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ株式会社

3 随意契約理由

住吉区民センター大ホールの舞台機構設備について、開閉ランナー及びロープ等が経年劣化しており、使用する際に部品が落下する恐れがあるなど各種部品の取替を要している。

当該事業者は当該設備の保守業務を行っており、当該事業者以外で修繕や整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる。

上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

1 案件名称

吸収式冷温水発生機用冷却塔（住吉区民センター）修繕業務委託

2 契約の相手方

管財サービス株式会社

3 随意契約理由

住吉区民センターに設置している吸収式冷温水発生機用冷却塔について、ファン等の劣化により当設備が稼働しない状態となる恐れがあることから各種部品の取替を要している。

当該事業者は当該設備の保守業務を行っており、当該事業者以外で修繕や整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる。

上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

パッケージエアコン室外機（住吉区役所・住吉区民センター）予防保全整備作業業務委託

### 2 契約の相手方

ダイキン工業株式会社

### 3 随意契約理由

住吉区役所及び住吉区民センターに設置しているパッケージエアコンの室外機について保守点検時に、耐用年数の超過及び累計運転時間の長期化により偶発故障が頻発し、都度の修理では復旧が難しい状態となる恐れがあるとの指摘を受けた。当該業務はそうした偶発故障を未然に防ぐためパッケージエアコンの各種部品の交換及び修繕を行うものであり、故障が頻発した際の都度の修理では費用も余分にかかるため、事前に当該業務を一括して行うことは空調設備の維持管理において合理的である。

当該パッケージエアコンは当該事業者が各種部品を有するとともに保守点検を行っており当該事業者以外で修繕及び整備作業を実施した場合、責任の所在が不明確となり、保守業務の対象外となる。

上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

住吉区役所 総務課（電話番号：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
昇降機（住吉区役所）内乗場及びかご内ボタン取替業務委託
- 2 契約の相手方  
フジテック株式会社
- 3 随意契約理由  
住吉区役所に設置している昇降機（N o 1～N o 3）について、かご内の各種釦が経年劣化しており、押下しても反応しないなど部品の取替を要している。  
当該事業者は当該設備の製造元、且つ保守業務を行っており、当該事業者以外で修繕や整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる。  
上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
ガス吸収式冷温水発生機用冷却塔 No1（住吉区民センター）改修業務
- 2 契約の相手方  
管財サービス株式会社
- 3 随意契約理由  
住吉区民センターに設置している吸収式冷温水発生機用冷却塔について、ファン等の劣化により当設備が稼働しない状態となる恐れがあることから各種部品の取替を要している。  
当該事業者は当該設備の保守業務を行っており、当該事業者以外で修繕や整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる。  
上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
自動扉（住吉区役所）劣化部品取替業務
- 2 契約の相手方  
ナブコドア株式会社
- 3 随意契約理由  
住吉区役所の自動扉について、経年使用による劣化から異常停止等想定外の不具合や事故が発生する恐れがあるため部品の取替が必要である。  
当該事業者は、当区の自動扉設備の保守業務を行っており、迅速に業務を遂行できる唯一の業者である。また、当該事業者以外で修繕及び整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる恐れがある。  
上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）

## 随意契約理由書

- 1 案件名称  
自動扉（住吉区民センター）劣化部品取替業務
- 2 契約の相手方  
ナブコドア株式会社
- 3 随意契約理由  
住吉区民センターの自動扉について、経年使用による劣化から異常停止等想定外の不具合や事故が発生する恐れがあるため部品の取替が必要である。  
当該事業者は、当区の自動扉設備の保守業務を行っており、迅速に業務を遂行できる唯一の業者である。また、当該事業者以外で修繕及び整備作業を実施した場合、保守業務の対象外となる恐れがある。  
上記の理由により、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該事業者と随意契約（特名随意契約）を締結する。
- 4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担当部署  
住吉区役所総務課（電話：06-6694-9625）